



お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・お手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



保存版

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

- ◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、2025年11月4日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~08

- 01 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の特長 01
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 02
- 03 給付金のお支払いなど 03
- 04 契約者配当金・解約払戻金 05
- 05 保険料のお払込方法 05
- 06 保険料お払い込みの流れ 06
- 07 保険料に関する留意事項 08
- 08 お引き受けの条件 08

注意喚起情報

P.09~18

- 01 反社会的勢力に該当する場合 09
- 02 クーリング・オフ制度 10
- 03 告知義務 11
- 04 保障の開始 12
- 05 お支払いできない場合 13
- 06 給付金などのご請求 14
- 07 ご契約の無効および失効・復活 15
- 08 解約と解約払戻金 16
- 09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し 16
- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 17
- 11 照会・相談・苦情の窓口 17
- 12 その他ご確認いただきたい事項 18

その他重要事項

P.19~20

- 01 個人情報の取り扱い (保険契約者および被保険者の皆さまへ) 19
- 02 ご契約者様専用サイト 19
- 03 Web約款について 20

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して います。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどを
わかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約に
ついてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**とくにご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

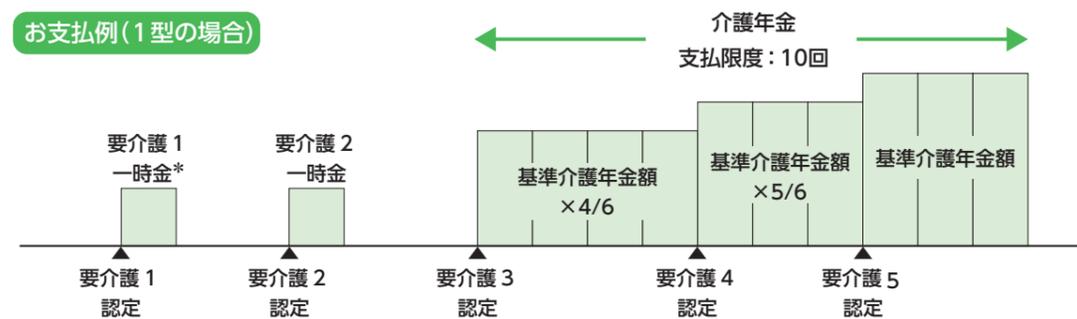
01 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の特長

公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定された場合、またはアフラック所定の要介護状態に該当した場合、給付金をお支払いする介護保険です。「要介護1一時金」が支払われた場合、またはアフラック所定の高度障害状態もしくは身体障害状態に該当した場合に、以後の保険料のお払い込みを免除します。

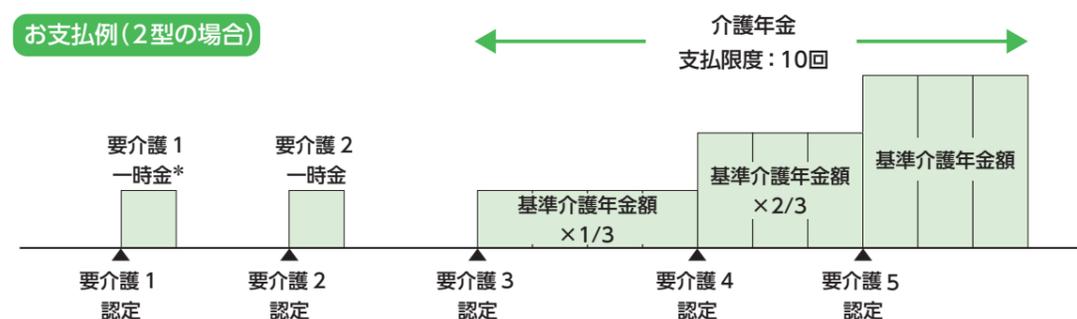
「アフラックのしっかり頼れる介護保険」しくみ図

主契約名称	給付金など	保険期間
介護保険 〔無解約払戻金2021〕	介護年金 要介護2一時金 要介護1一時金 保険料払込免除	終身

お支払例(1型の場合)



お支払例(2型の場合)



* 「要介護1一時金」が支払われた場合、以後の「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の保険料のお払い込みは不要となります。

※通算して10回目の「介護年金」が支払われた場合、10回目の「介護年金」の支払事由に該当した日にさかのぼってこの保険契約は消滅します。

※上記のお支払例は、給付金支払の一例です。要介護認定の状況などによって変わります。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間、契約年齢)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間・保険料払込期間	契約年齢
アフラックのしっかり頼れる介護保険	介護保険 〔無解約払戻金2021〕	終身・終身払	満18歳～満79歳

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶詳しくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」について

被保険者の健康状態によっては、本特則を付加することで保険料を割り増して、ご契約をお引き受けできる場合があります。その場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。

●本特則のみを中途解約することはできません。

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.12](#) をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 [しおり](#)「アフラックのしっかり頼れる介護保険」について

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
介護年金	①第1回 つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度 補足 にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (a)日常生活動作における要介護状態(P.04 参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (b)認知症による要介護状態(P.04 参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	※「介護年金」の支払額の型は、お申し込み時にお選びいただきます(Aプランは1型、Bプランは2型です)。 介護年金の支払額の型：1型 支払事由(ア)の場合： 要介護5：基準介護年金額 要介護4：基準介護年金額×5/6 要介護3：基準介護年金額×4/6 支払事由(イ)の場合： 基準介護年金額×4/6	1年に1回 保険期間を通じて 10回まで
	②第2回以後 第2回以後の介護年金支払基準日 用語 において、つぎの(ア)(イ)いずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (a)その日を含めて180日以上前から継続して日常生活動作における要介護状態(P.04 参照)に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態(P.04 参照)に該当していると医師によって診断されているとき	介護年金の支払額の型：2型 支払事由(ア)の場合： 要介護5：基準介護年金額 要介護4：基準介護年金額×2/3 要介護3：基準介護年金額×1/3 支払事由(イ)の場合： 基準介護年金額×1/3	
※支払事由①②について、(ア)(イ)両方に該当した場合は、(ア)の介護年金額をお支払いします。			

[補足](#)

「公的介護保険制度」とは
介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

次ページへ続く▶

[用語](#)

●「介護年金支払基準日」とは

第1回 : 支払事由に該当した日

第2回以後 : 第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日

(介護年金支払基準日において「介護年金」の支払事由に該当せず、「介護年金」が支払われなくなった後、新たに「介護年金」の支払事由に該当したときは、その日を新たな介護年金支払基準日とします)

給付金など	支払事由	支払額	支払限度
要介護2一時金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態(下記参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態(下記参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	要介護2一時金額	1回限り
要介護1一時金	つぎの①②いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態(下記参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態(下記参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	要介護1一時金額	1回限り

「日常生活動作における要介護状態」について

つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

(1)つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

- ①寝返り ②歩行

(2)つぎの①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または

「全介助を要する状態」であること

- ①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

「認知症による要介護状態」について

器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。

(1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること

(2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された

知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。

(1)常時、時間の見当識障害があること

- ・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

(2)場所の見当識障害があること

- ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

(3)人物の見当識障害があること

- ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

保険料払込の免除事由

つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の保険料のお払い込みを免除します。

- ・「要介護1一時金」の支払事由に該当したとき
- ・アフラック所定の高度障害状態になったとき
- ・不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内にアフラック所定の身体障害状態になったとき

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

介護保険〔無解約払戻金2021〕

- ・「介護年金」の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて直前1年以内に「介護年金」が支払われたときには、「介護年金」をお支払いしません。
- ・通算して10回目の「介護年金」が支払われた場合、10回目の「介護年金」の支払事由に該当した日にさかのぼってこの保険契約は消滅します。
- ・被保険者が満65歳未満で「日常生活動作における要介護状態」または「認知症による要介護状態」により「介護年金」の支払事由に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、第2回以後の「介護年金」の支払事由における被保険者の年齢の条件を適用しません。
- ・公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の認定を受けていることを原因として「介護年金」の請求をされる場合、最初に要介護3以上に認定された日が介護年金支払基準日となります。
- ・「介護年金」の支払開始より前に、「要介護2一時金」や「要介護1一時金」が支払われていなかった場合は、第1回の「介護年金」と合わせて「要介護2一時金」、「要介護1一時金」をお支払いします。
※「介護年金」、「要介護2一時金」、「要介護1一時金」の支払事由に定める被保険者の年齢が満65歳未満の場合の支払要件は、いずれも同じ要介護状態を指します。

▶▶記載以外のお支払いできない場合について、詳しくは [注意喚起情報 P.13](#) をご確認ください。

04 契約者配当金・解約払戻金

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」には、**契約者配当金、解約払戻金はありません。**

05 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料」、「設計書」などをご確認ください。
▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\) P.02](#) をご確認ください。
▶▶保険料払込免除について、詳しくは [07 保険料に関する留意事項 P.08](#) をご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

補足

半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払い込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払いについて

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、以下のとおりです。

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.12** をご確認ください。

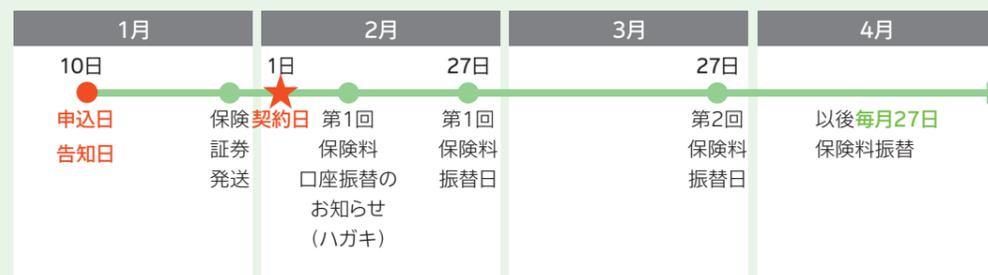
※つぎに記載以外の例については募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日（この日の満年齢で保険料が決まります）

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈月払の例〉申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈月払の例〉申込日・告知日が1月10日の場合



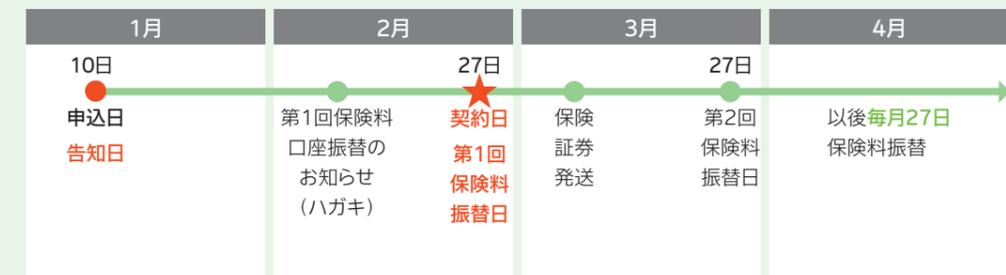
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日

（この日の満年齢で保険料が決まります）

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合



※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合は、第1回保険料振替日は翌月になります。毎月16日以降に申込書を受け付けした場合は、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日

（この日の満年齢で保険料が決まります）

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合



補足

- ・契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- ・保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日になります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の保険料のお払い込みを免除します。

- 「要介護1一時金」の支払事由に該当したとき
- アフラック所定の高度障害状態になったとき
- 不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内にアフラック所定の身体障害状態になったとき

▶▶詳しくは [しおり](#) 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のお支払についてをご確認ください。

累計払込保険料について

契約内容（「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む）や経過年数などによっては、給付金の合計額が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

08 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります（法人契約は除きます）。
- **被保険者の健康状態**などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合があります。また、被保険者の健康状態によって「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引き受けできる場合があります。

特別保険料率に関する特則	割り増しされた保険料をお払い込みいただくことでご契約をお引き受けするものです。
--------------	---

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方、今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことのある方、または申請をしたことのある方はお申し込みいただけません。
- **下記の契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。**

主契約名称	契約の限度
介護保険 〔無解約払戻金2021〕	● 基準介護年金額* 1契約につき、120万円まで(30万円以上、6万円単位)
	● 要介護2一時金額 1契約につき、100万円まで(10万円以上、1万円単位)
	● 要介護1一時金額 1契約につき、100万円まで(10万円以上、1万円単位)

* 基準介護年金額は要介護5の場合の支払額です。

● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

▶▶詳しくは [注意喚起情報 P.17](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に際してとくに**ご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載してあります。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*¹に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*¹に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約は解除されます。

*¹ 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*² 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回**  またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日

- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返しします。

【お申し込みの撤回などの方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

● アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

こちらから
アクセス



● 郵便によりお申し込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをする意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申し込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申し込み後に、申込者がご契約のお申し込みを取り下げること

03 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け
- 「特別保険料率に関する特約」を付加することで保険料を割り増ししてお引き受け
- お申し込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特約」は付加できません。

※「特別保険料率に関する特約」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックから手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除  することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

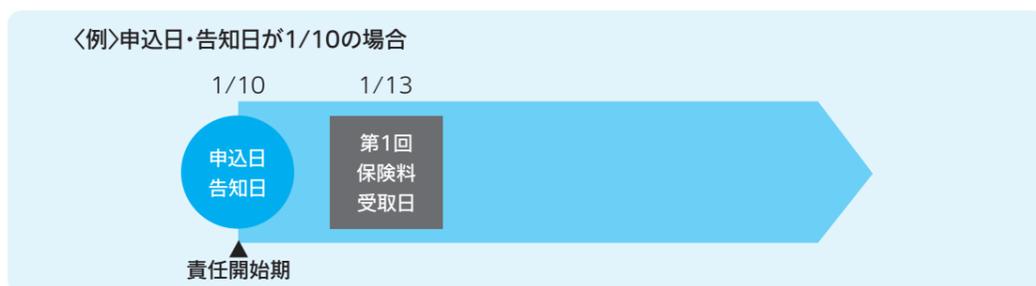
04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。
アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日から保障を開始します。

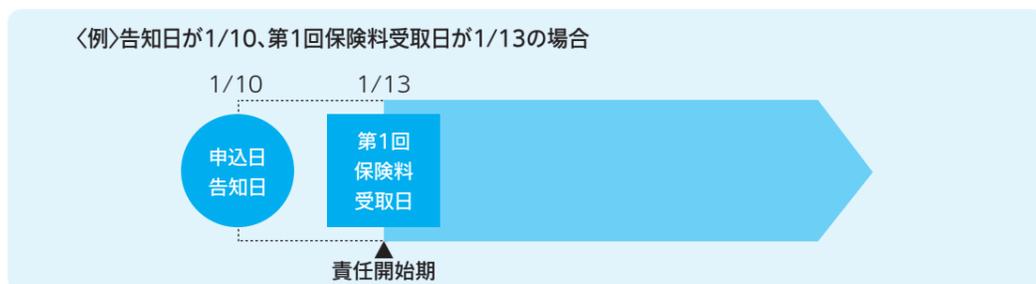


※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

個別取扱

「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日から保障を開始します。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05 給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気、責任開始期(日)より前に生じた不慮の事故によるケガにより公的介護保険制度における要介護認定がされたとき
- 責任開始期(日)より前に発病した病気、責任開始期(日)より前に生じた不慮の事故によるケガにより「日常生活動作における要介護状態」「認知症による要介護状態」に該当したとき
- 公的介護保険制度の要介護認定で、「要支援1・2」「非該当(自立)」と認定されたとき
- 約款に定める「日常生活動作における要介護状態」「認知症による要介護状態」などの要件を満たさないとき(公的介護保険制度における要介護認定がされたときを除く)
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合

〈例〉保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは [契約概要 P.03~05](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

06 支払事由が生じた場合、 支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索

こちらから
アクセス



保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル 請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877

通話料
無 料

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記窓口までご連絡ください。
 - 支払事由については [契約概要 P.03～05](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 - 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
 - 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

➕補足

契約者の住所などを変更された場合は、**必ずご連絡ください。**お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 保険料のお払い込みがない場合、 ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料は払込期月内にお払い込みください。なお、払込期月内のお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払い込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなる場合があります。(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

この場合、あらかじめ告知をしていただき、必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の払込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.05** をご確認ください。
- ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「**告知義務違反**」による**解除の規定が適用されます**。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります**。
▶▶詳しくは **03 告知義務 P.11** をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態などによってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。**
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。**
- ▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11 お客さまの照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

0120-555-027 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他ご確認いただきたい事項

12 ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどをご留意いただきたいことがら

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



03 Web約款について

memo

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ「ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。